令和4年第6回

川西市教育委員会(定例会)議案書

川西市教育委員会

目 次

	議案	第	3	号	組織の再編整備に伴う補助執行の協議について
0	議案	第	4	号	行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制 定について
0	議案	第	5	号	令和4年度における川西市教育推進方針について
0	議案	第	6	号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 の制定について
0	議案	第	7	号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
0	議案	第	8	号	川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定 について

議案第 3 号

組織の再編整備に伴う補助執行の協議について

市長権限事務の一部を教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることについて、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

補助執行を受けることについて市長へ回答する必要があるので本案を提出する。

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

市長権限事務の一部を教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることについて(回答)

令和4年3月10日付で協議がありましたみだしのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

(1)障害児自立及び社会参加の促進に関すること。

上記(1)につきまして、教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることに異議はありません。

令和4年3月10日

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛 様

川西市長 越 田 謙 治 郎

市長権限事務の一部を教育委員会又は教育委員会の職員に 補助執行させることについて(協議)

みだしのことについて、現在、福祉部で所管しております下記の事務を教育委員会又は教育委員会の職員に補助執行させることにつき、事務を進めようとしております。

つきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議いたします。

記

(1)障害児自立及び社会参加の促進に関すること。

議案第 4 号

行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

行政組織の再編整備等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定めるため、本案を 提出する。

川西市教育委員会規則第号

行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(川西市教育委員会事務処理規則の一部改正)

第1条 川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)の 一部を次のように改正する。

別表第1項中

Γ

8 事務局及び学校園所の予算執行			
計画のとりまとめを行うこと。			
9 PTAに関すること。	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
		なもの	

を

Γ

8 事務局及び学校園所の予算執行	
計画のとりまとめを行うこと。	

に改め、同表第5項中

Г

13 青少年支援施策の推進に関する	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
こと。		なもの	

を

г

13 青少年支援施策の推進に関す	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
ること。		なもの	
14 PTAに関すること。	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
		なもの	

に改め、同表第6項を次のように改める。

6 こども未来部こども支援課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 子ども・若者施策の調査及び	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
研究並びに総合調整に関するこ		なもの	
と。			
2 児童福祉施設の整備に関する	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
こと。		なもの	
3 川西市こども・若者ステーシ	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
ョン一時預かりルーム及びプレ		なもの	
イルームに関すること。			
4 子育て支援に関すること。	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
		なもの	
5 特別な支援を必要とする子ど	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
もに関すること。		なもの	
6 自立支援給付、障害児通所給			
付費、特例障害児通所給付費及			
び高額障害児通所給付費の支給			
決定に関すること。			

別表中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 こども未来部入園所相談課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 民間幼稚園、保育所及び認定	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
こども園の運営及び支援に関す		なもの	

1

3	ること。			
2	幼稚園の入園に関すること。			
3	認可外保育施設及び地域型保	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
F	育事業の支援に関すること。		なもの	
4	保育所及び認定こども園の入			
F	听の可否を決定すること。			
5	留守家庭児童育成クラブの運	重要なもの	比較的重要	軽易なもの
宫	営に関すること。		なもの	
6	留守家庭児童育成クラブの入			
F	听の可否を決定すること。			
7	放課後児童健全育成事業の届	重要なもの		軽易なもの
出及び監督に関すること。				
8	放課後児童健全育成事業の制	比較的重要な		軽易なもの
ß	艮及び停止に関すること。	もの		

(川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和44年川西市教育委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

第2条の表こども未来部の項を次のように改める。

こども未来部	こども支援課
	入園所相談課
	こども若者相談センター

第7条教育推進部教育政策課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

第7条教育推進部教育保育職員課の項に次の1号を加える。

(6) 課の庶務に関すること。

第7条教育推進部社会教育課の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) PTAに関すること。

第7条こども未来部こども支援課の項を次のように改める。

こども未来部

こども支援課

- (1) 子ども・若者政策の企画調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に係る総合調整に関すること。
- (3) 社会福祉法人(児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は母子及び父子並びに寡婦(夫)福祉に係る施設を運営する法人に限る。)の設立等の認可及び指導監査に関すること。
- (4) 児童手当等に関すること。
- (5) ひとり親家庭の支援に関すること。
- (6) 川西市母子及び父子福祉応急資金貸付基金に関すること。
- (7) 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関する こと。
- (8) 児童の健全育成に関すること。
- (9) 子育て支援事業に関すること。
- (10) 障がい児の自立及び社会参加の促進に関すること。
- (11) 特別な支援を必要とする子どもに関すること。
- (12) 部内の総合調整に関すること。
- (13) 部及び課の庶務に関すること。

第7条こども未来部こども支援課の項の次に次の1項を加える。

入園所相談課

- (1) 幼児教育・保育施設の運営支援に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (3) 前2号に係る施設の入園所に関すること。
- (4) 地域型保育事業の施設監査及び子ども・子育て支援法に基づく支援提供の確認 監査に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

別表第1中

Γ

教育推進部 川西市教育支援センター	所長	課長
-------------------	----	----

を削り、同表教育推進部教育保育課の項を削る。

別表第2中

Γ

こども未来部	留守家庭児童育成クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規
こども支援課		定する業務に関すること。

J

を

Γ

こども未来部	留守家庭児童育成クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規
入園所相談課		定する業務に関すること。

ı

に改め、同表に次のように加える。

こども	心身障害者	川西さ	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的
未来部	総合福祉セ	くら園	に支援するための法律(平成17年法律第
こども	ンター		123号)第5条第16項に規定する特定
支援課			相談支援事業に関すること。
			(2) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する
			障害児通所支援及び同条第6項に規定する
			障害児相談支援を行う事業に関すること。
			(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要
			と認める事業に関すること。

(川西市教育支援委員会規則の一部改正)

第3条 川西市教育支援委員会規則(昭和52年川西市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条中「教育推進部教育保育課」を「こども未来部こども支援課」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の川西市教育委員会事務局事務分掌規則別表第1の規定は、 令和3年11月1日から適用する。

議案第4号資料:川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
別表(第11条関係)	別表(第11条関係)
個別専決事項	個別専決事項
1 教育推進部教育政策課に関する事項	1 教育推進部教育政策課に関する事項
【別記1 参照】	【別記1 参照】
2 教育推進部教育保育職員課に関する事項	2 教育推進部教育保育職員課に関する事項
【略】	【略】
3 教育推進部就学・給食課に関する事項	3 教育推進部就学・給食課に関する事項
【略】	【略】
4 教育推進部教育保育課に関する事項	4 教育推進部教育保育課に関する事項
【略】	【略】
5 教育推進部社会教育課に関する事項	5 教育推進部社会教育課に関する事項
【別記5 参照】	【別記5 参照】
6 こども未来部こども支援課に関する事項	6 こども未来部こども支援課に関する事項
【別記6 参照】	【別記6 参照】
(なし)	7 こども未来部入園所相談課に関する事項
	【別記7 参照】
7 こども未来部こども若者相談センターに関する事項	8 こども未来部こども若者相談センターに関する事項
【略】	【略】

【別記1】

現行

_	2613		1	,
	事項	部長	副部長	課長
	(略)			
8	3 事務局及び学校園所の予算執行計画のとりまとめを行うこと。			
9	PTAに関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	軽易なもの

改正後(案)

事項	部長	副部長	課長
(略)			
8 事務局及び学校園所の予算執行計画のとりまとめを行うこと。			

【別記5】

現行

事項		部長	副部長	課長
	(略)			
 13 青少年支援施策の推進に関すること。		重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

改正後(案)

事項	部長	副部長	課長
(略)			
13 青少年支援施策の推進に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
14 PTAに関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

【別記6】

現行

事項	部長	副部長	課長
1 <u>こ</u> ども・若者施策の調査及び研究並びに総合調整に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 児童福祉施設の整備に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
3 民間幼稚園・保育所・認定こども園の運営・支援に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
4 認可外保育施設・地域型保育事業の支援に関すること。	<u>重要なもの</u>	<u>比較的重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>
5 幼稚園の運営に関すること。	_		
6 保育所及び認定こども園の入所の可否を決定すること。			_
7 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関する			
こと。			
8 留守家庭児童育成クラブの運営に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
9 留守家庭児童育成クラブの入所の可否を決定すること。			_
10 放課後児童健全育成事業の届出及び監督に関すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>

11 放課後児童健全育成事業の制限及び停止に関すること。	比較的重要なもの		軽易なもの
12 子育て支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

改正後(案)

事項	部長	副部長	課長
1 子ども・若者施策の調査及び研究並びに総合調整に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 児童福祉施設の整備に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
	_		
			_
3 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関する	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
こと。			
			_
	<u></u> 重要なもの	比較的重要なもの	<u></u> 軽易なもの
5 特別な支援を必要とする子どもに関すること。			軽易なもの 軽易なもの
6 自立支援給付、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所		いまない主文なるの	<u> </u>
6 日立又接続的、障害元旭所続的員、行列障害元旭所続的員及び同様障害元旭所 給付費の支給決定に関すること。			_

【別記7】

現行 (規定なし)

改正後(案)

事項	部長	副部長	課長
1 民間幼稚園、保育所及び認定こども園の運営支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
2 幼稚園の入園に関すること。			_
3 認可外保育施設及び地域型保育事業の支援に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
4 保育所及び認定こども園の入所の可否を決定すること。			_
5 留守家庭児童育成クラブの運営に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
6 留守家庭児童育成クラブの入所の可否を決定すること。			_
7 放課後児童健全育成事業の届出及び監督に関すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>
8 放課後児童健全育成事業の制限及び停止に関すること。	比較的重要なもの		<u>軽易なもの</u>

議案第4号資料:川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和44年川西市教育委員会規則第7号) 新旧対照表

§ 条第 4 号資料:川西市教育委員会事務局事務分享規則(昭和44年川西市教育委員会)				多貝 会抗	則第7号) 新旧对照表		
	現行				改正後(案)		
	川西市教育委員会事務局事務分掌規則				川西市教育委員会事務局	事務分掌規則	
		昭和44:	年3月29日			昭和44	年3月29日
		教育委員会	規則第7号			教育委員会	規則第7号
(組織)				(組織))		
第2条	事務局の組織は、次のとお	りとする。	-	第2条	事務局の組織は、次のとお	りとする。	-
	部	課			部	課	
	(略)			(略)		
	こども未来部	こども支援課			こども未来部	こども支援課	
		こども若者相談センター				入園所相談課	
						こども若者相談センター	
(分掌	事務)			(分掌	事務)		
第7条	部及び課の分掌する事務は、	、次のとおりとする。		第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。			
教育推	進部			教育推進部			
教育政	教育政策課			教育正			
(略)					(略)		
(18) PTAに関すること。							
(19) 事務局及び部内の総合調整に関すること。			(<u>18</u>) 事務局及び部内の総合調整に関すること。				
(20)) 事務局並びに部及び課の)庶務に関すること。		(<u>19</u>) 事務局並びに部及び課の	D庶務に関すること。	

教育保育職員課

(略)

(5) 職員団体に関すること。

就学・給食課

(略)

教育保育課

(略)

社会教育課

(略)

- (16) 成人式に関すること。
- (17) 課の庶務に関すること。

こども未来部

こども支援課

- (1) こども・若者政策の企画調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に係る総合調整に 関すること。
- (3) 社会福祉法人(児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は母子及び 父子並びに寡婦福祉に係る施設を運営する法人に限る。)の設立等 の認可及び指導監査に関すること。

教育保育職員課

(略)

- (5) 職員団体に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。 (6) に関すること。

就学・給食課

(略)

教育保育課

(略)

社会教育課

(略)

- (16) 成人式に関すること。
- (17) PTAに関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

こども未来部

こども支援課

- (1) 子ども・若者政策の企画調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に係る総合調整に 関すること。
- (3) 社会福祉法人(児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は母子及び 父子並びに寡婦<u>(夫)</u>福祉に係る施設を運営する法人に限る。)の 設立等の認可及び指導監査に関すること。

- (4) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (5) 児童手当等に関すること。
- (6) ひとり親家庭の支援に関すること。
- (7) 川西市母子及び父子福祉応急資金貸付基金に関すること。
- (8) 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関すること。
- (9) 児童の健全育成に関すること。
- (10) 子育て支援事業に関すること。
- (11) 入園所に関すること。
- (12) 幼児教育・保育施設の運営支援に関すること。
- (13) 地域型保育事業の施設監査及び子ども・子育て支援法に基づく支援提供の確認監査に関すること。
- (14) 部内の総合調整に関すること。
- (15) 部及び課の庶務に関すること。

- (4) 児童手当等に関すること。
- (5) ひとり親家庭の支援に関すること。
- (6) 川西市母子及び父子福祉応急資金貸付基金に関すること。
- (7) 川西市こども・若者ステーション一時預かりルーム及びプレイルームに関すること。
- (8) 児童の健全育成に関すること。
- (9) 子育て支援事業に関すること。

(10) 障がい児の自立及び社会参加の促進に関すること。

(11) 特別な支援を必要とする子どもに関すること。

- (12) 部内の総合調整に関すること。
- (13) 部及び課の庶務に関すること。

入園所相談課

- (1) 幼児教育・保育施設の運営支援に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (3) 前2号に係る施設の入園所に関すること。
- (4) 地域型保育事業の施設監査及び子ども・子育て支援法に基づく

こども若者相談センター

(略)

別表第1(第6条関係)

教育機関を管轄する	教育機関	教育機関の長	左の職位
事務局の部又は課			
<u>教育推進部</u>	川西市教育支援センター	<u>所長</u>	<u>課長</u>
教育推進部	川西市郷土館	館長	課長補佐
社会教育課	川西市文化財資料館	館長	課長補佐
教育推進部	(略)	
教育推進部	川西市黒川公民館	館長	課長
教育推進部教育保育	川西市青少年センター	<u>所長</u>	課長補佐
<u>課</u>			

別表第2(第6条の2関係)

	(略)	
こども未来部		児童福祉法第6条の3第2項に
こども支援課	フ 	規定する業務に関すること。

支援提供の確認監査に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

こども若者相談センター

(略)

別表第1(第6条関係)

教育機関を管轄する	教育機関	教育機関の長	左の職位
事務局の部又は課			
教育推進部	川西市郷土館	館長	課長補佐
社会教育課	川西市文化財資料館	館長	課長補佐
教育推進部	(略)	
	川西市黒川公民館	館長	課長

別表第2(第6条の2関係)

	(略)	
こども未来部		児童福祉法第6条の3第2項に 規定する業務に関すること。
入園所相談課		

こども未来部	児童センター	(1) 健全な遊びを通しての児	こども未来部	児童センター	(1) 健全な遊びを通しての児童
	児童館	童の集団的及び個別的指導 に関すること。	こども支援課	児童館	の集団的及び個別的指導に関すること。
		(2) 児童の体力増進の指導に 関すること。			(2) 児童の体力増進の指導に関すること。
		(3) 子ども会、母親クラブ等 の地域的活動の育成及び助 長に関すること。			(3) 子ども会、母親クラブ等の 地域的活動の育成及び助長に 関すること。
		(4) 前3号に掲げるもののほ			(4) 前3号に掲げるもののほ
		か、市長が必要と認める事業に			か、市長が必要と認める事業に
		関すること。			関すること。
			こども未来部	心身障害 川西さく	5 (1) 障害者の日常生活及び社
			こども支援課	者総合福 園	会生活を総合的に支援するた
				祉センタ	めの法律(平成 17 年法律第
				<u>_</u>	123 号)第 5 条第 16 項に規定
					する特定相談支援事業に関す
					<u>ること。</u>
					(2) 児童福祉法第6条の2第1
					項に規定する障害児通所支援
					及び同条第6項に規定する障

		害児相談支援を行う事業に関
		<u>すること。</u>
		(3) 前2号に掲げるもののほ
		か、市長が必要と認める事業
		<u>に関すること。</u>

議案第4号資料:川西市教育支援委員会規則(昭和52年川西市教育委員会規則第8号) 新旧対照表

現行	改正後(案)	
川西市教育支援委員会規則	川西市教育支援委員会規則	
昭和52年4月1日	昭和52年4月1日	
教育委員会規則第8号	教育委員会規則第8号	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例 第3号)第3条の規定に基づき、川西市教育支援委員会(以下「委員会」 という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例 第3号)第3条の規定に基づき、川西市教育支援委員会(以下「委員会」 という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。	
(略)	(略)	
(庶務)	(庶務)	
第10条 委員会の庶務は、 <u>教育推進部教育保育課</u> において処理する。	第10条 委員会の庶務は、 <mark>こども未来部こども支援課</mark> において処理す る。	
(補則)	(補則)	
第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が定める。	第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が定める。	

議案第 5 号

令和4年度における川西市教育推進方針の策定について

令和4年度における川西市教育推進方針を別紙のとおり策定するにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

川西市における教育を推進するため、令和4年度における教育推進の基本的方針を策定 する必要があるので本案を提出する。





令和4年7月竣工予定の川西市中学校給食センターイメージパース

川西市教育委員会 http://www.city.kawanishi.hvoog.in/kvoiku/index.html

基本理念

地域と人の輪でつくる 育ち学び合う教育の推進

めざす人間像

- ふるさと川西に誇りをもち地域や文化、自然とともに生きる人
- 夢に向かい 志をもって 未来を切り拓く人
- 生命と人権を尊重し 思いやりと規範意識をもった人
- 自ら学び 考え 社会の発展に貢献する人

安心して子どもを生み、育てることができる環境を整え、社会全体で子育てを支えていく 必要があります。また、子どもたちの健やかな育ちと子育てを通じて、子どもと大人が育ち あうまちづくりを進めるとともに、若者たちが元気で生き生きと輝けるよう、地域で応援し ます。

教育には、人や自然、歴史・文化・社会とのふれあいの中で、自分らしい生き方を見つけ、 実践していく力を養うという役割が託されています。

学校教育では、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育み、社会性を磨く中で、自立した社会人として、夢に向かって強く生き抜く力を育てることが重要です。また、社会教育には、市民一人ひとりが、生涯を通じて主体的に学び、その成果を地域づくりや子どもを育む活動に生かすことができる環境づくりが求められています。

教育に託された役割を実現するために、本市の総合的なまちづくり計画である 『 第 5 次 川西市総合計画 』の基本構想及び後期基本計画の教育分野を教育振興基本計画に位置付け、本市教育の基本理念を 『 地域と人の輪でつくる 育ち学び合う教育の推進 』とし、本市教育の「めざす人間像」、「5 つの基本方針」を定めました。

5 つの基本方針

I 地域に根ざした子育て・教育を推進します

地域に信頼され、支えられる保育所・認定こども園・幼稚園・学校づくりをめざし、 地域との連携を深め、地域の子どもの育ちや学びを支援する仕組みを確立します。また、 保育所・認定こども園・幼稚園・学校が連携を強化し、継続的な教育を実現します。

未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます

変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立し、夢や目標を実現するために人生をたくましく生き抜くための力を育みます。また、「確かな学力」を身につけ、一人ひとりの子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。

互いを認め合い、共に生きる態度を育みます

生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を認め合い尊重できる豊かな心とともに、自らを律する力と健やかな体を育みます。また、子どもたちの内面に対する理解を深め、深い幼児児童生徒理解に基づく生徒指導体制を強化します。

参画と協働を支える生涯学習を推進します

市民が学びの中に生きがいを見出し、学習成果をより良い地域社会の実現に生かすことができるよう、市民の主体的学習を支える生涯学習の充実に取り組みます。また、文化財を適切に保存し積極的に活用することによって地域づくりに貢献します。

安全で安心できる快適な教育環境を整備します

質の高い教育活動を可能にする施設・設備、教材の整備、安全な給食の提供に努めるとともに、子どもの健康増進と体力の向上など「健やかな体」づくりに取り組みます。また、充実した保育所・認定こども園・幼稚園・学校教育を実現するため、教育行政推進体制の強化を図ります。

地域に根ざした子育で・教育を推進します

後期基本計画 の施策

- 31 子どもの健やかな育ちを実現します
- 33 すべての子ども・若者のたくましい成長を社会全体で支援します
- 34 児童・生徒の学力を向上させます
 - 35 こころ豊かな児童・生徒を育みます

保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の連携の推進

基本的生活習慣の定着に向けた家庭・地域への啓発

PTA活動等との連携・支援

学校<u>園所</u>評価システムの充実<u>や学校運営協議会</u>制度の積極 的活用

放課後子どもプラン事業の推進

留守家庭児童育成クラブ事業の充実

保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の連携 による子どもの安全を守る取組の推進

学校運営協議会、地域学校協働本部の設置と活動の推進

保育所・認定こども園・幼稚園・学校の教育連携の強化

中学校区を中心にした保育所・認定こども園・幼稚園・学校の連携体制の構築と推進 校園所長会議・校長会議・園所長会議・教頭会議の開催によるマネジメント能力の向上 教育長による学校園所への個別訪問

子ども・若者の成長と自立支援の推進

成人式の実施

子ども・若者支援地域協議会を核とし、関係機関と連携のとれた支援の推進子ども・若者総合相談センター<u>(こども若者相談センター)</u>における相談窓口・居場所等の運営アステ市民プラザ空きルームを活用した学習スペースの確保による、子どもや若者の自主学習への支援を実施

未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます

後期基本計画 の施策

- 31 子どもの健やかな育ちを実現します
- 34 児童・生徒の学力を向上させます
- 36 誰もが等しく学べるよう支援します

魅力ある乳幼児期からの教育・保育の推進

就学前教育保育施設等の整備

遊びを通して学ぶ意欲を培う教育・保育の充実

幼児期における運動促進と普及・啓発

就学前と小学校の円滑な接続に向けた事業の実施

幼児教育・保育の無償化の実施

総合的な放課後対策の推進

確かな学力を育む教育の充実

カリキュラムマネジメントの実施

全国学力・学習状況調査による検証改善サイクルの充実

兵庫型学習システムによる個に応じたきめ細かな指導の充実



「放課後子ども教室」の

オンライン体験学習

日常保育の様子

「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善

放課後等を活用した学習支援の実施

学校におけるICT(情報通信技術)の活用

川西養護学校における自立活動への支援

副読本の充実、作品集等の編集・発行と活用

自立して未来を切り拓く態度の育成

教育活動全体を通じたキャリア教育の推進

自己実現に向けた進路指導の充実

英語によるコミュニケーション能力や語学力の育成等、

グローバル化に対応した教育の推進

<u>学びのスペース「セオリア」や校内フリースクール、ICT</u>

等を活用した居場所づくりの充実

自立と社会参加をめざす特別支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

特別支援教育にかかる兵庫教育大学大学院との連携

教職員の資質・指導力の向上

教職員の資質と実践的指導力の向上支援

教職員の勤務時間適正化の推進

部活動における外部コーチ及び部活動指導員の活用

中学校区単位での研修の充実

課題別研究・委託研究の充実

特別支援教育研修の充実

学習・校務に関するICT機器等の整備・充実及び教員研修の充実



校内フリースクールの様子

互いを認め合い、共に生きる態度を育みます

後期基本計画の施策

- 35 こころ豊かな児童・生徒を育みます
- 36 誰もが等しく学べるよう支援します

人間形成の基盤となる豊かな心を育む教育の充実

幼児児童生徒理解に基づく指導の充実

問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応における組織 的対応の充実

生きる力を育む体験活動の推進

人と自然のつながりから学ぶ里山体験学習の充実 地域に学ぶトライやる・ウィーク推進事業の充実 子どもの自治力向上に向けた取組の実施

生命を守り、共生の心を育てる教育の充実

生命を大切にし、豊かな心を育む道徳教育の推進・充実 乳幼児とのふれあいなど、多様な体験活動の充実 「人権教育基本方針」に基づき、新たな人権課題にも対応 した人権教育及び人権啓発の充実

人間の在り方、生き方を考える防災教育の推進



里山体験学習 「妙見山のブナ林」

自他を大切にするための情報モラル教育の推進

教育相談体制の充実

教育相談活動の充実と関係機関との連携強化

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた適切な支援

教育機会の均等の推進

就学援助制度による義務教育の就学支援

奨学資金制度による高校・大学等教育の修学支援

特別支援教育に係る適切な就学指導等及びその後の継続的な支援体制の推進

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の充実

参画と協働を支える生涯学習を推進します

後期基本計画の施策

- 39 市民の学びを通して地域社会を支えます
- 40 ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します

生涯にわたり質の高い学習を可能にする環境の充実

生涯学習の機会の提供・整備

中央図書館および公民館図書室の充実

子どもの読書活動の推進

市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実

市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実

公民館登録グループ活動の支援と育成

図書館ボランティア等の活動支援

社会教育施設の機能の充実

阪神各市町立図書館等と中央図書館との連携の推進

社会教育施設の改修・整備

文化財の保存と活用による新たな価値の創造

文化財の保存・活用事業の促進

文化財資料館・郷土館・歴史民俗資料館の管理・活用

市内遺跡発掘調査の実施

市内文化財ハイキング・講座等の実施

文化財ボランティアの養成・支援

学校教育や市民団体等との連携

加茂遺跡保存活用計画に基づく遺跡活用の推進



出前授業「図書館の学校」



加茂遺跡史跡指定 20 周年記念 シンポジウム

安全で安心できる快適な教育環境を整備します

- 31 子どもの健やかな育ちを実現します
- 34 児童・生徒の学力を向上させます
- 後期基本計画 の施策
- 35 こころ豊かな児童・生徒を育みます
- 37 児童・生徒の健康を守ります
- 38 計画的・効果的に教育環境を整備します
- 39 市民の学びを通して地域社会を支えます

食育等を通じた子どもの健康づくりの充実

「学校保健安全法」に基づく健康教育・安全教育の推進

児童生徒の体力向上を図る学校体育の充実

健康づくりに自ら取り組む態度・習慣の育成

子どもの生活習慣病予防対策の推進

「第2次川西市食育推進計画」に基づく効果的な食育の推進

令和4年9月からの中学校完全給食実施

学校給食における安全確保、衛生管理の徹底

学校給食における食物アレルギー対応の実施

学校給食における米飯主体の献立の充実

教育行政推進体制の充実

教育委員会・教育委員協議会・懇談会の開催

教育委員会事務事業評価の実施

社会教育委員の会の開催

教育情報の積極的な発信

<u>「</u>川西の教育 - 推進の方向 - <u>」の発行</u>

<u>「教育要覧」の発行</u>

広報かわにし「milife」に定期コラムの掲載

川西市立保育所・認定こども園情報誌「ぽっかぽか」

公民館講座案内

図書館だより「ほっとHOT」、こどもとしょかんだより「コロボックル」

子どもの安全を守る教育環境の整備

通学路の安全対策の推進

青少年補導委員による補導活動の実施

学校・警察・関係機関などと連携した支援・指導体制 の充実

安全・安心で快適な教育保育施設の整備

児童生徒数の変化や施設の長寿命化などに対応した 学校施設の計画的な整備

プール・運動場等改修の実施

遊具等の安全点検及び整備

市立幼稚園と保育所の一体化の推進

「市立就学前教育保育施設のあり方(原案)」に

基づく施設の再編

社会の変化に対応できる教育環境の整備

小学校・中学校への外国語指導助手の配置(各校1名)

による英語教育の充実

学校園所でのボランティア活用の推進

学校図書館の整備、充実

学校司書の配置

中央図書館との連携による魅力ある学校図書館づくり

学校教材備品の整備・充実



川西北こども園 パース(外観)



ALT を活用した英語教育

生きがい(育つ・学ぶ)

	留守家庭児童 ける夏季入所(
事業	留守家庭児童育成クラブ事業	所要 経費	720万円
担当	入園所相談課 教育保育職員課	予算 説明書 ページ	153

待機児童の多い、川西北、明峰、多田、北 陵小学校区で、夏季休業中のみの留守家庭 児童育成クラブ開所を本格的に実施しま す。

	保育施設での 入れ	医療	的ケア児受
事業	市立認定こども園運営事業 幼児教育・保育施設 運営支援事業	所要 経費	2,387万円
担当	教育保育職員課 入園所相談課	予算 説明書 ページ	151

医療的ケアが必要なこどもの受け入れが可能となるよう、市立認定こども園に看護師を配置するとともに、民間保育施設に看護師等配置への補助を行います。

子育でコーディネーター事業の 試行実施

事業	子育て世代包括 支援事業	所要経費	860万円
担当	こども支援課	予算 説明書 ページ	145

妊娠期から子育て期まで、継続的な子育て 相談が一元的にできるよう、こども・若者 ステーションにおいて、子育てコーディ ネーター事業を試行実施します。

私立幼稚園への配慮が必要な 児童の受入れ支援

事業	幼稚園支援事業	所要 経費	2,217万円
担当	入園所相談課	予算 説明書 ページ	249

私立幼稚園に対して、配慮が必要な幼児を 受け入れる場合、市の独自の基準に基づ き、加配教員の人件費相当を補助します。

大学等への進学に対する支援 金の給付

事業	就学支援事業	所要 経費	912万円
担当	就学•給食課	予算 説明書 ページ	231

経済的理由から、大学などへの進学を断念することのないよう、住民税非課税区分に準ずる世帯について、国の入学金給付制度とあわせて、進学に対する支援金を給付します。

校内フリースクールの環境整備

事業	生徒指導支援事業	所要経費	750万円
担当	教育保育課	予算 説明書 ページ	235

不登校対策として、現在一部の学校で行われている校内フリースクールを全中学校に整備します。その取り組みを支援するため、人員を各中学校に配置し、生徒の生活・学習を支援します。

事業名	担当所管課名	概要	所要経費
子ども・子育て計 画策定・管理事業	こども支援課	子ども・子育て計画と子ども・若者育成支援計画の統合 就学前から若者世代までの支援を一体的に実施していくことをめざし、子ども・子育て計画と、子ども・若者育成支援計画を統合した、(仮称)子ども・若者未来計画を策定します。	346万円
留守家庭児童育成クラブ事業	入園所相談課	市民税所得割非課税世帯の育成料全額免除 令和4年4月から市民税所得割非課税世帯の育成 料を全額免除します。民間事業者に免除に係る運 営費を補助します。	126万円
留守家庭児童育成クラブ事業	入園所相談課	新たに開設する民間クラブへの運営費補助 川西北小学校区で、令和4年4月からクラブを開 所する民間事業者に運営費を補助します。	1,685万円
留守家庭児童育成クラブ事業	こども支援課	留守家庭児童育成クラブへのWi-fi環境整備 留守家庭児童育成クラブにおいて、児童のタブ レット端末を使った宿題を可能とするため、Wi-fi 環境を整備します。	449万円
子育て世代包括支 援事業	こども支援課	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動への支援 子ども食堂など、子どもの居場所を提供している 地域団体への活動支援を行うとともに、活動情報 の発信などについてもサポートしていきます。	72万円
教育ICT推進事業	教育保育課	学校におけるICT活用 ICT機器を活用し授業モデルを作成します。また、端末やネットワークトラブル等については、 国のGIGAスクール運営支援センター制度の活用によって対応します。	2,000万円
中学生学習支援事業	教育保育課	コーチングによる学習支援 コロナによる登校日数の減少を受け、学習に不安 を抱えている市内在住の中学生に対し、個々の学 力や目標に応じたコーチングによる学習支援を行 います。	3,000万円
小学校・中学校・ 特別支援学校 教職員人事管理事 業	教育保育職員課	スクールサポートスタッフの配置 教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向きあう時間を確保するため、スクールサポートスタッフを引き続き配置します。	3,667万円
教育ICT推進事業 小学校教科書•副 読本整備事業 中学校教科書•副 読本整備事業	教育保育課	デジタル教材を活用したオンライン授業の推進 指導者用のタブレット及びデジタル教科書を活用 することで、授業を円滑に進めます。	1,138万円
幼児教育・保育施 設運営支援事業	こども支援課	民間保育所等のICT化支援 保育士の業務負担軽減を図るため、民間の保育所 等が保育に関する計画・記録、園児の登園管理な どの機能を備えたシステムの導入経費に対して補 助します。	1,875万円
地域•学校連携協 動推進事業	教育保育課	学校運営協議会と地域学校協働本部の拡充 学校運営協議会を17校園に拡充します。また、 必要な地域人材を確保するため、地域学校協働本 部を同じく3中学校区、17校園に拡充します。	527万円
中学校給食運営事業	就学・給食課	中学校給食の実施 中学校給食センターを整備し、特定原材料等28 品目のアレルゲンに対応した中学校給食を、令和 4年9月から開始します。	30億9,177万円

事業名	担当所管課名	概要	所要経費
特別支援学校教育支援事業	教育保育課	川西養護学校における機能訓練の充実 川西養護学校で、理学療法及び作業療法等の訓練 に加え、新たに言語聴覚訓練を取り入れるなど、 機能訓練の充実を図ります。	42万円
認定こども園運営 事業 小学校運営事業 中学校運営事業	教育政策課	学校園の電話機のICT化 電話機のICT化を試験的に導入し、教職員の働き やすい環境を整備します。	333万円
小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営 事業	教育政策課	校門のオートロックシステム導入 学校での子どもたちの安全を守るため、学校の校 門に遠隔で操作できるオートロックシステムを導 入します。	2,550万円
文化財事業	社会教育課	市指定天然記念物等の現状調査 市指定天然記念物等の維持・管理のため、現状調査を行います。	300万円
公民館運営事業文化財事業	川西公民館 社会教育課	公民館、文化財施設の手洗い自動水栓化 感染予防のため、公民館、文化財資料館及び郷土 館のトイレの手洗い等を自動水栓に更新します。	492万円
小学校施設維持管 理事業	施設マネジメント課	明峰小学校へのエレベーター設置 障がいを持つ児童がより快適に学校生活を送れる ように、明峰小学校にエレベーターを設置するた めの設計を行います。	290万円
学校施設長寿命 化·大規模改修事 業	施設マネジメント課	加茂小学校の大規模改修工事等 加茂小北校舎棟の大規模改修工事と桜が丘小、久 代小、牧の台小の屋上防水改修等を行います。	10億870万円
小学校施設維持管 理事業 中学校施設維持管 理事業	施設マネジメント課	小中学校プール・運動場等改修 学校のプールサイドを遮熱性の高い床素材へ更新 します。また、学校校舎外のトイレ改修や、水は けが悪い牧の台小、緑台中学校の運動場の改修を 行います。	1億633万円
教育委員会総務管理 事業 小学校給食運営事業 中学校給食運営事業 特別支援学校給食運 営事業	 教育政策課	学校給食費の公会計化 教職員の負担軽減・会計の透明化及び給食費徴収・管理業務の効率化を図るため、学校給食費の公会計化を実施します。	5億6,751万円

川西の教育 推進の方向 (最終確認後)

令和3年度	令和 4 年度校正案	所管課
囲み内		
- 5 つの基本方針 -		
地域に根ざした子育て・教育を推進します		
未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます		
互いを認め合い、共に生きる態度を育みます		
参画と協働を支える生涯学習を推進します		
安全で安心できる快適な教育環境を整備します		
地域に根ざした子育て・教育を推進します	地域に根ざした子育て・教育を推進します	
31 子どもの健やかな育ちを実現します 33 すべての子ども・若者のたくましい成長を社会全体で支援します		
34 児童・生徒の学力を向上させます		
35 こころ豊かな児童・生徒を育みます		
保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の連携の		
推進		
基本的生活習慣の定着に向けた家庭・地域への啓発		
PTA活動との連携・支援	P T A 活動 <mark>等</mark> との連携・支援	教育政策課
学校評価システムの充実と評議員制度の積極的活用	学校 <u>園所</u> 評価システムの充実 と<u>や</u>評議員制度 学校運営協議会制度 の積極的活用	教育保育課
放課後子どもプラン事業の推進		
留守家庭児童育成クラブ事業の充実		
保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の連携によ		
る子どもの安全を守る取組の推進		
学校運営協議会設置の推進	学校運営協議会 <u>地域学校協働本部の</u> 設置 <u>と活動</u> の推進	教育保育課
地域学校協働本部設置の推進	<u>地域学校協働本部設置の推進</u>	教育保育課
保育所・認定こども園・幼稚園・学校の教育連携の強化		
中学校区を中心にした保育所・認定こども園・幼稚園・学校の		
連携体制の構築と推進 校園所長会議・校長会議・園所長会議・教頭会議の開催による		
教育長による学校園所への個別訪問		
子ども・若者の成長と自立支援の推進		
成人式の実施		
子ども・若者支援地域協議会を核とし、関係機関と連携のとれ		
た支援の推進		

川西の教育 推進の方向 (最終確認後)

川口少我自 住地沙川門 (取於唯心校)		
子ども・若者総合相談センター(こども・若者ステーション)	子ども・若者総合相談センター(こども・若者ステーション <u>こども</u>	こども若者相談センター
における相談窓口・居場所等の運営	<u>若者相談センター</u>) における相談窓口・居場所等の運営	
アステ市民プラザ空きルームを活用した学習スペースの確保		
による、子どもや若者の自主学習への支援を実施		
未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます	未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育みます	
31 子どもの健やかな育ちを実現します		
34 児童・生徒の学力を向上させます		
36 誰もが等しく学べるよう支援します		
魅力ある乳幼児期からの教育・保育の推進		
就学前保育施設等の整備	就学前 <mark>教育</mark> 保育施設等の整備	教育保育課
遊びを通して学ぶ意欲を培う教育・保育の充実		
幼児期における運動促進と普及・啓発		
就学前と小学校の円滑な接続に向けた事業の実施		
幼児教育・保育の無償化の実施		
総合的な放課後対策の推進		
確かな学力を育む教育の充実		
カリキュラムマネジメントの実施		
全国学力・学習状況調査による検証改善サイクルの充実		
新学習システムによる個に応じたきめ細かな指導の充実	新 <u>兵庫型</u> 学習システムによる個に応じたきめ細かな指導の充実	教育保育課
「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善		
放課後学習支援「きんたくん学びの道場」の実施	放課後学習支援「きんたくん学びの道場」の実施 放課後等を活用し	教育保育課
	た学習支援の実施	
学校におけるICT(情報通信技術)の活用		+/L → + /□ → +□
	<u>川西養護学校における自立活動への支援</u>	教育保育課
副読本の充実、作品集等の編集・発行と活用		
自立して未来を切り拓く態度の育成		
教育活動全体を通じたキャリア教育の推進		
自己実現に向けた進路指導の充実		
英語によるコミュニケーション能力や語学力の育成等、グロー		
バル化に対応した教育の推進		数
	学びのスペース「セオリア」や校内フリースクール、ICT等を活用	教育 (休育) 議
ロウレ社会会加えぬギオ特別主接教育の大学	した居場所づくりの充実	
自立と社会参加をめざす特別支援教育の充実 - トハトロの教育的ニーブに応じた特別支援教育の充実		
一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実		
特別支援教育にかかる兵庫教育大学大学院との連携 教職員の資質・指導力の向上		
教職員の資質と実践的指導力の向上支援		1

川西の教育 推進の方向 (最終確認後)

川凸切教育 推進切力門 (取於唯祕後)		
教職員の勤務時間適正化の推進		
部活動における外部コーチ及び部活動指導員の活用		
中学校区単位での研修の充実		
課題別研究・委託研究の充実		
特別支援教育研修の充実		
学習・校務に関するICT機器等の整備・充実及び教員研修の		
充実		
互いを認め合い、共に生きる態度を育みます	互いを認め合い、共に生きる態度を育みます	
35 こころ豊かな児童・生徒を育みます	ユ۷・と応り日4人 バにエとも心及と言いのう	
36 誰もが等しく学べるよう支援します		
人間形成の基盤となる豊かな心を育む教育の充実		
児童生徒理解に基づく指導の充実	<mark>幼児</mark> 児童生徒理解に基づく指導の充実	教育保育課
問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応における組織的対	<u>物元</u> 九至工に左所に至って旧寺の九天	
応の充実		
生きる力を育む体験活動の推進		
人と自然のつながりから学ぶ里山体験学習の充実		
地域に学ぶトライやる・ウィーク推進事業の充実		
子どもの自治力向上に向けた取組の実施		
生命を守り、共生の心を育てる教育の充実		
生命を大切にし、豊かな心を育む道徳教育の推進・充実		
乳幼児とのふれあいなど、多様な体験活動の充実		
「人権教育基本方針」に基づき、新たな人権課題にも対応した		
人権教育及び人権啓発の充実		
人間の在り方、生き方を考える防災教育の推進		
自他を大切にするための情報モラル教育の推進		
教育相談体制の充実		
教育相談活動の充実と関係機関との連携強化		
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用		
不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた適切な支援		
教育機会の均等の推進		
就学援助制度による義務教育の就学支援		
奨学資金制度による高校・大学等教育の修学支援		
特別支援教育に係る適切な就学指導及びその後の継続的な支		
援体制の推進		101
	<u>特別な支援を必要とする<mark>幼児</mark>児童生徒への支援体制の充実</u>	こども支援課
		教育保育課
参画と協働を支える生涯学習を推進します	参画と協働を支える生涯学習を推進します	

川西の教育 推進の方向 (最終確認後)

39 市民の学びを通して地域社会を支えます 40 ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します 生涯にわたり質の高い学習を可能にする環境の充実 生涯学習の機会の提供・整備 「高齢者大学りんどう学園」の充実 「生涯学習短期大学レフネック」の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援 社会教育施設の機能の充実	- 「高齢者大学りんどう学園」の充実 - 「生涯学習短期大学レフネック」の充実 - 生涯学習グループ活動の支援と育成	社会教育課社会教育課社会教育課
生涯にわたり質の高い学習を可能にする環境の充実 生涯学習の機会の提供・整備 「高齢者大学りんどう学園」の充実 「生涯学習短期大学レフネック」の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	「生涯学習短期大学レフネック」の充実	社会教育課
生涯学習の機会の提供・整備 「高齢者大学りんどう学園」の充実 「生涯学習短期大学レフネック」の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	「生涯学習短期大学レフネック」の充実	社会教育課
「高齢者大学りんどう学園」の充実 「生涯学習短期大学レフネック」の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	「生涯学習短期大学レフネック」の充実	社会教育課
「生涯学習短期大学レフネック」の充実 中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	「生涯学習短期大学レフネック」の充実	社会教育課
中央図書館および公民館図書室の充実 子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援		
子どもの読書活動の推進 市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
市民の参画と協働の力を高める生涯学習の充実 市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
市民の参画と協働を推進する公民館講座の充実 公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
公民館登録グループ活動の支援と育成 生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
生涯学習グループ活動の支援と育成 図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
図書館ボランティア等の活動支援	<u>生涯学習グループ活動の支援と育成</u>	社会教育課
社会教育体記の機能の方宝		
社会教育施設の機能の元美		
阪神各市町立図書館等と中央図書館との連携の推進		
社会教育施設の改修・整備		
文化財の保存と活用による新たな価値の創造		
文化財の保存・活用事業の促進		
文化財資料館・郷土館・歴史民俗資料館の管理・活用		
市内遺跡発掘調査の実施		
市内文化財ハイキング・講座等の実施		
文化財ボランティアの養成・支援		
	<u>学校教育や市民団体等との連携</u>	社会教育課
加茂遺跡保存活用計画に基づく遺跡活用の推進		
安全で安心できる快適な教育環境を整備します	安全で安心できる快適な教育環境を整備します	
31 子どもの健やかな育ちを実現します		
34 児童・生徒の学力を向上させます		
35		
38 計画的・効果的に教育環境を整備します		
39 市民の学びを通して地域社会を支えます		
食育等を通じた子どもの健康づくりの充実		
「学校保健安全法」に基づく健康教育・安全教育の推進		
児童生徒の体力向上を図る学校体育の充実		
健康づくりに自ら取り組む態度・習慣の育成		
子どもの生活習慣病予防対策の推進		
「第2次川西市食育推進計画」に基づく効果的な食育の推進		
令和4年9月からの中学校給食実施に向けた準備	令和4年9月からの中学校 <mark>完全</mark> 給食実施 に向けた準備	就学・給食課
健康づくりに自ら取り組む態度・習慣の育成 子どもの生活習慣病予防対策の推進 「第2次川西市食育推進計画」に基づく効果的な食育の推進		計学・公 合理

川西の教育 推進の方向 (最終確認後)

ント課
<i>y</i>

議案第 6 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第5号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

学校給食用牛乳保護者負担額の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表中

Г

牛乳のみの給食	5 8 円
1 30 30 37 37 38 38 38	, 3

J

を

Γ

牛乳のみの給食	6 0 円
---------	-------

J

に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号資料:川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号) 新旧対照表

		(略)			(略)
表 ((第5条関係)		別	表(第5条関係)	
	区分	1 食当たりの学校給食費		区分	1 食当たりの学校給食費
主	食、副食及び牛乳	250円。ただし、臨時喫食		主食、副食及び牛乳	250円。ただし、臨時喫食
		者にあっては、270円			者にあっては、270円
4	-乳飲用停止給食	192円		牛乳飲用停止給食	192円
副	食停止給食	9 0 円		副食停止給食	90円
4	-乳のみの給食	<u>5 8</u> 円		牛乳のみの給食	<u>60円</u>
米	送飯のみの給食	3 3 円		米飯のみの給食	3 3 円

議案第 7 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改 正する規則の制定について

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

夏季休業日の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本案を 提出する。

川西市教育委員会規則第号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改 正する規則

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則(平成18年川西市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「8月31日」を「8月28日」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号資料:川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則

(平成18年川西市教育委員会規則第10号)

新旧対照表(案)

現行	改正後(案)		
(休業日)	(休業日)		
第3条 学校の授業を行わない日(以下「休業日」とい	·		
う。)は、次のとおりとする。	う。)は、次のとおりとする。		
(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に		
に規定する休日	規定する休日		
(2) 日曜日及び土曜日	(2) 日曜日及び土曜日		
(3) 学校創立記念日	(3) 学校創立記念日		
(4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで	(4) 春季休業日 3月26日から4月6日まで		
(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで	(5) 夏季休業日 7月21日から <mark>8月28日</mark> まで		
(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで	(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで		
(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必	(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必		
要と認めて委員会の承認を得た日	要と認めて委員会の承認を得た日		
2 (略)	2 (略)		

議案第 8 号

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、 川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第 1号の規定により議決を求める。

令和4年3月24日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

提案理由

学校運営協議会の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本 案を提出する。

川西市教育委員会規則第号

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

川西市学校運営協議会設置規則(平成31年川西市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

- 第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。
- (1) 川西市立牧の台みどりこども園
- (2) 川西市立久代幼稚園
- (3) 川西市立多田幼稚園
- (4) 川西市立東谷幼稚園
- (5) 川西市立多田小学校
- (6) 川西市立多田東小学校
- (7) 川西市立清和台小学校
- (8) 川西市立清和台南小学校
- (9) 川西市立けやき坂小学校
- (10) 川西市立東谷小学校
- (11) 川西市立牧の台小学校
- (12) 川西市立北陵小学校
- (13) 川西市立多田中学校
- (14) 川西市立清和台中学校
- (15) 川西市立東谷中学校
- (16) 川西市立川西養護学校

第4条第1項第3号中「学校園予算」を「学校予算」に改める。

第6条見出し中「学校園運営等」を「学校運営等」に改める。

第10条第1項中「3年」を「5年」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第8号資料:川西市地域学校運営協議会設置規則

(平成31年川西市教育委員会規則第2号) 新旧対照表

改正後(案) 現行

(設置)

- 学校運営への必要な支援に関して 協議する機関として、次の学校(以 下「対象学校」という。)に協議会を 置くものとする。
 - (1) 川西市立久代幼稚園
 - (2) 川西市立清和台南小学校
 - (3) 川西市立多田中学校
 - (4) 川西市立東谷中学校

(学校運営に関する基本的な方針 の承認)

- 第4条 対象学校の校園長は、法第4 7条の5第4項の規定により、次に 掲げる事項について毎年度基本的 な方針を作成し、協議会の承認を得 るものとする。
 - (1) 学校経営計画に関すること。
 - (2) 組織編成に関すること。
 - (3) 学校園予算の編成及び執行に 関すること。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、学校運営及び 第3条 教育委員会は、学校運営及び 学校運営への必要な支援に関して協 議する機関として、次の学校(以下 「対象学校」という。) に協議会を置 くものとする。
 - (1) 川西市立牧の台みどりこども園
 - (2) 川西市立久代幼稚園
 - (3) 川西市立多田幼稚園
 - (4) 川西市立東谷幼稚園
 - (5) 川西市立多田小学校
 - (6) 川西市立多田東小学校
 - (7) 川西市立清和台小学校
 - (8) 川西市立清和台南小学校
 - (9) 川西市立けやき坂小学校
 - (10) 川西市立東谷小学校
 - (11) 川西市立牧の台小学校
 - (12) 川西市立北陵小学校
 - (13) 川西市立多田中学校
 - (14) 川西市立清和台中学校
 - (15) 川西市立東谷中学校
 - (16) 川西市立川西養護学校

(学校運営に関する基本的な方針の 承認)

- 第4条 対象学校の校園長は、法第4 7条の5第4項の規定により、次に 掲げる事項について毎年度基本的な 方針を作成し、協議会の承認を得る ものとする。
 - (1) 学校経営計画に関すること。
 - (2) 組織編成に関すること。
 - (3) 学校 予算の編成及び執行に関 すること。

(4) 施設管理及び施設設備等の整 備に関すること。

(学校園運営等に関する評価) 第6条 協議会は、毎年度1回以上、 当該対象学校の運営状況について

評価を行うものとする。

(任期)

任を妨げない。ただし、連続する任期 は3年を限度とする。

(4) 施設管理及び施設設備等の整備 に関すること。

(学校 運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当 該対象学校の運営状況について評価 を行うものとする。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再 第10条 委員の任期は1年とし、再 任を妨げない。ただし、連続する任期 は5年を限度とする。

川西市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)の設置に関し、必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校(法第18条第3項に規定する学校をいう。以下同じ。)の長(以下「校園長」という。)の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校の運営への参画の促進、連携強化等を図ることにより、信頼関係を深め、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営の改善や園児・児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。
- (1) 川西市立牧の台みどりこども園
- (42) 川西市立久代幼稚園
- (3) 川西市立多田幼稚園
- (4) 川西市立東谷幼稚園
- (5) 川西市立多田小学校
- (6) 川西市立多田東小学校
- (7) 川西市立清和台小学校
- (28) 川西市立清和台南小学校
- (9) 川西市立けやき坂小学校
- (10) 川西市立東谷小学校
- (11) 川西市立牧の台小学校
- (12) 川西市立北陵小学校
- (313) 川西市立多田中学校
- (14) 川西市立清和台中学校

(415) 川西市立東谷中学校

(16) 川西市立川西養護学校

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 対象学校の校園長は、法第47条の5第4項の規定により、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校園予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- 2 対象学校の校園長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行う ものとする。

(職員の採用その他の任用に関する意見の申出)

- 第5条 協議会は、対象学校の学校運営について、教育委員会又は校園長に対して、意見 を述べることができる。
- 2 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育目標等に適った教職員の配置に関する事項とする。ただし、個人を特定することはできない。

(学校園運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営状況について評価を行うものと する。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該対象学校の運営、教育活動について、地域住民等の理解、協力、 積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

- 第8条 協議会の委員は15名以内とする。
- 2 法第47条の5第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、次のとおりとする。
- (1) 当該対象学校の教職員(校園長を除く。)
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命 するものとする。

(守秘義務等)

- 第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

- 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続する任期は3年5年を 限度とする。
- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の対象学校でなくなったときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

- 第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。
- 2 会長は会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

- 第12条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(適正な運営の確保)

- 第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校園長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が 生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要 な措置を講じなければならない。

(委員の解任)

- 第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。 (補則)
- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月 日川西市教育委員会規則第 号)

<u>この規則は、令和4年4月1</u>日から施行する。